

3月6日(月)
受付開始!!

臨時福祉給付金 (経済対策分)を支給します

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

今回の給付金は、消費税率10%への引き上げが2年半延期され軽減税率の導入が延期されたことから、国の経済対策の一環として、平成29年4月から同31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

対象と思われる方には、3月上旬に申請書などの案内文書をお送りしますので、内容をよくご確認のうえ、申請手続きをお願いします。

◎支給対象者

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

①平成28年1月1日時点で、砂川市に住民登録されている方

②平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない方

ただし、市民税が課税されている方に扶養されている場合(事業専従者を含む)や、生活保護受給者などは対象外となります。

内容をしっかり
確認じゃ!!



カクニンジャ

◎支給額

1人につき 15,000円

◎申請期間

3月6日(月)～8月31日(木)

◎申請方法

対象と思われる方には、3月上旬に申請書などの案内文書をお送りします。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、同封する返信用封筒により郵送または申請受付窓口で手続きしてください。

※ 受付開始当初は、窓口が大変混雑することが予想されますので、便利な郵送申請をぜひご利用ください

◎申請受付窓口

市役所中2階 臨時福祉給付金事務局

◎支給の決定・支給方法

申請をいただいた後、内容を審査し、支給(不支給)の決定をします。支給決定の場合は、平成29年3月下旬以降に順次支給予定です。(原則として金融機関への振り込みとなります)



給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意!!

市や厚生労働省の職員などが給付金を支給するため、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることや手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。また、不審な電話や郵便、訪問などがあった場合は、市役所や砂川警察署☎0110または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



◎お問い合わせ

- 臨時福祉給付金(経済対策分)について…臨時福祉給付金事務局☎2121
- 市民税の課税について…市民税係☎2121